



今治市パートナーシップ宣誓制度の手引き



目次

- 1 パートナーシップ宣誓制度の概要・・・1ページ
- 2 宣誓することができる方・・・2ページ
- 3 パートナーシップ宣誓手続きの流れ・・・3ページ
- 4 宣誓時に必要な書類・・・5ページ
- 5 受領証の再交付・変更・返還・・・7ページ
- 6 Q&A・・・9ページ

1 パートナーシップ宣誓制度の概要

今治市では、すべての人がお互いの人権・個性を尊重し多様性を認め合いながら、共存できる共生社会の実現を目指しています。

その取組の一環として実施する「今治市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、今治市がお二人の関係性を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

この制度は、法的な権利および義務が発生するものではありませんが、お二人の意思を尊重し、社会の中で自分らしく暮らしていただくことを今治市として応援するとともに、制度の導入により市民や事業者の皆様に性的マイノリティの方々に対する理解が広がることを期待しています。



2 宣誓することができる方

以下のすべてに該当する一方または双方が性的マイノリティであるお二人が宣誓を行うことができます。

(1) 成年に達していること

満 18 歳以上の方。

(2) 今治市民であること、または 14 日以内に転入を予定していること

- お二人とも本市に住所を有していること。
- 一方の方が本市に住所を有し、かつ、他方の方が 14 日以内に本市への転入を予定していること。
- お二人が 14 日以内に本市への転入を予定していること。

(3) 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がないこと

戸籍抄本等で確認します。

(4) 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと

すでに宣誓をしようとする相手以外の方と宣誓を行っている方は、宣誓できません。

(5) 民法に規定する婚姻することができない方同士でないこと

民法第 734 条から第 736 号の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓できません。

※ただし、お二人が養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。

3 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の予約（予約先：市民参画課共生社会推進室）

- ・宣誓を希望される日の7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電話またはメールで予約の受付をしてください。
- ・宣誓日時・必要書類等の調整・確認を行い、予約完了となります。
- ・宣誓日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。
※宣誓ができる日時：平日9時～16時

《予約連絡先》

- 電話：0898-36-1521
 - メール：siminsankaku@imabari-city.jp
- 予約時には以下の事をお伝えください。
- ①お二人の氏名、生年月日、住所
 - ②希望日時（複数の日時をご希望ください）
 - ③日中連絡の取れる電話番号

(2) パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人そろってお越しください。
 - ・市の職員の前で「パートナーシップ宣誓書」および裏面の「パートナーシップ宣誓にあたっての確認書」に記入し、ご提出いただきます（宣誓書は市が用意します）。
- ※自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓しようとする方および市職員の立会いのもと、代書することができます。
- ・必要書類により要件確認および本人確認を行います。
- ※書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

【宣誓場所】

今治市役所本庁舎
(今治市別宮町1丁目4番地1)
※宣誓は、原則個室で行います。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- パートナーシップ宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。
- 書類の不備等がなければ、原則即日交付します（郵送することも可能です）。

※ただし、転入予定の方については、住民票の写し等本市への転入を証明する書類が提出されたのちに交付します。

※パートナーシップの宣誓から受領証の交付まで1時間程度かかります。

別記様式第2号（第6条関係）



交付番号 第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

ふりがな _____ 氏名 _____ 様
(年 月 日生) (年 月 日生)

ふりがな _____ 氏名 _____ 様
(年 月 日生) (年 月 日生)

上記の者は、今治市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、日常生活において相互に協力し、互いを人生のパートナーとする宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日

今治市長 

(別記様式第2号 裏面)

注意事項

- 1 この受領証は、今治市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
 - (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消された場合
 - (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
 - (3) 宣誓者の一方又は双方が本市以外に転出した場合（一時的な場合を除く）
 - (4) 要綱第10条第1項の規定により、宣誓が無効となった場合
 - (5) その他宣誓の要件に該当しなくなった場合
- 3 上記2(1)から(5)のいずれかに該当した場合には、この受領証を市長に返還すること。

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の名前（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

ふりがな _____ (戸籍上の名前)
通称名 _____

ふりがな _____ (戸籍上の名前)
通称名 _____

特記事項

受領証の提示を受けられた方へ

今治市では、すべての人がお互いの人権・個性を尊重し多様性を認め合いながら、共存できる共生社会の実現を目指して、本事業を実施しております。受領証の提示を受けられた方は、法的効力を発生させるものではありませんが、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の個人情報について、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは
互いを人生のパートナーとし、日常生活を共にしながら相互に協力しあうことを約束した関係をいう。
2. 宣誓の対象者の要件
 - (1) 双方が民法に定める成年に達していること
 - (2) 双方が今治市に住所を有していること
 - (3) 配偶者（事実婚を含む）がいないこと
 - (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（養子縁組を除く）

4 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、宣誓書のほか、以下の書類が必要です。

(1) 住所等の確認ができる書類

【本市に住所を有している方】

以下のいずれかをお持ちください。

- ① 現住所の記載されたマイナンバーカード(個人番号カード)
- ② 3ヶ月以内に発行された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(提出)
 - ・宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。
 - ・個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

【本市に転入予定の方】

宣誓予定日から14日以内に本市に転入予定の方は、確認書に転入予定日を記載いただきます。また、転入が予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。

例：転出証明書、本市における住居の賃貸借契約書(本人記載のもの)

※なお、転入予定の方については、宣誓日から14日以内に住民票の写し等本市への転入を証明する書類を提出してください(郵送でも可)。書類が提出されたのちに受領証を交付します。

(2) 戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

- ・3か月以内に発行された戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類を提出してください。
- ・戸籍抄本は本籍地の市町村で取得できます。取得方法は本籍地の市町村の窓口にお問い合わせください。
- ・本籍地が今治市以外の場合は、取り寄せに日数がかかる場合がありますので、ご注意ください。

※本籍地がわからない場合は、本籍地が記載された住民票を取得することで知ることができます。

(3) 本人確認ができる書類

本人確認ができる下記の書類をご提示ください（いずれも本人名義で有効期限内のものに限ります）。

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード（個人番号カード） パスポート（旅券） 運転免許証 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険・健康保険等の被保険者証 共済組合員証 国民年金手帳・国民年金等の年金証書など <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生証 法人が発行した顔写真付身分証 国・地方公共団体が発行した写真付資格証明書 <p style="text-align: right;">など</p>

※①と②を組み合わせると2点以上、②がない場合は①を2点以上提示してください。

別記様式第1号（第4条関係）



パートナーシップ宣誓書

（あて先） 今治市長

私たちは、今治市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、署名します。

（宣誓日） 年 月 日

住所 _____ 住所 _____

住所 _____ 住所 _____

氏名 _____ 氏名 _____

氏名 _____ 氏名 _____

（通称名） _____ （通称名） _____

（生年月日： 年 月 日） （生年月日： 年 月 日）

連絡先 _____ 連絡先 _____

※電話番号・メールアドレス

（代書者） _____ （代書者） _____

住所 _____ 住所 _____

氏名 _____ 氏名 _____

（連絡先） _____ （連絡先） _____

（別記様式第1号 裏面）

パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは、今治市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき『パートナーシップの宣誓』（以下「宣誓」という。）をするにあたって、次の確認事項記載の内容が事実と相違ないことを確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写しと宣誓書受領証を市に返還します。

氏名 _____ 氏名 _____

（通称名） _____ （通称名） _____

（代書者） _____ （代書者） _____

氏名 _____ 氏名 _____

確認事項		確認欄（該当するものに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」）	
要綱の規定			
（関係性） 第2条第2号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力することを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません
（年齢要件） 第3条第1号	宣誓当日において、双方が民法第4条に規定する成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません
（住所要件） 第3条第2号	下記のいずれかに該当すること。	<input type="checkbox"/> 該当します	
	① 双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 該当します	
	② 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が本市への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当します 【該当者： _____ 1 （予定日 年 月 日）	
（独身要件） 第3条第3号	・双方に配偶者がいないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します	
	・宣誓者以外の者とパートナーシップの関係（養子縁組、他都市のパートナーシップ制度を含む）にないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します	
（近親者でないこと） 第3条第4号	宣誓者同士が近親者の関係にないこと。 （※パートナーシップにある者が養子縁組をしていない場合を除く）	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません

※転入予定の場合は、転入後速やかに住民票の写しを提出すること。

今治市使用欄（ここには記載しないでください）

本人確認書類

免・個人番号カード・(_____)

免・個人番号カード・(_____)

※宣誓書は当日宣誓の際にご記入いただきます。

5 受領証の再交付・変更・返還

事前に電話またはメールで予約の受付をお願いします。

また、書類提出の際は本人確認を行いますので、6ページ記載の本人確認ができる書類をお持ちください。

※提出する書類は市が用意します。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証の再交付

- ・紛失やき損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を希望される場合は、「再交付申請書」(様式第3号)を提出してください。
- ・き損、汚損の場合は、すでに発行している受領証と引き換えになりますので、忘れずにお持ちください。
- ・再交付後に紛失した受領証を発見したときは、すみやかに返還してください。

(2) パートナーシップ宣誓事項の変更

- ・住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「宣誓事項変更届」(様式第4号)および変更内容が確認できる書類を提出してください。
- ・受領証の内容に変更がある場合、変更後の内容を記載した受領証を交付します。この場合、変更前の受領証と引き換えになりますので、忘れずにお持ちください。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証の返還

以下の場合、「受領証返還届」(様式第5号)を提出し、受領証を返還してください。

① パートナーシップが解消されたとき

② 一方が亡くなられたとき

③ 一方または双方が市外に転出したとき

※転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により、一方が一時的に転出した場合は除きます。

④ 宣誓が無効となったとき

⑤ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※パートナーシップ宣誓の無効

以下の場合、パートナーシップ宣誓を無効とします。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号をホームページ等で公表する場合があります。

- ・パートナーシップを形成する意思がないとき。
- ・宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- ・宣誓できる方の要件（2ページ）に反しているとき。
- ・本市に転入予定の場合、期日までに転入を証明する書類を提出しないとき。



6 Q&A

Q1 今治市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は法律に基づいて行われ、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、今治市パートナーシップ宣誓制度は、今治市の要綱に基づいて独自に実施されるものであり、法的効力は発生しません。

この制度は互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことを約束したお二人の意思を尊重し、宣誓を受けて受領証を交付するとともに、社会の中で自分らしく暮らしていただくことを応援する制度です。

Q2 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証の交付は無料です。

ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料は自己負担となります。

Q3 民法に規定する「婚姻することができない」とは、どのような続柄ですか？

- 直系血族または三親等内の傍系血族（民法第734条）
⇒祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- 直系姻族（民法第735条）
⇒配偶者の父母・子、子の配偶者等
- 養子、その配偶者、直系卑属またはその配偶者と養親またはその直系卑属（民法第736条）
※ただし、お二人が養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。

Q4 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓することができます。

宣誓する際は、5ページ記載の住所等の確認ができる書類および在留カードなどの本人確認ができる書類のほか、大使館等公的機関が発行する独身証明書等の配偶者がいないことを証明できる書類が必要となります。翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付して提出してください。

Q5 通称名は使用できますか？

通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることを確認できる書類が必要となります。社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、通称名の記載のある住民票など、社会生活上日常的に使用していることが客観的にわかる書類をお持ちください。

通称名を使用した場合には、受領証の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

Q6 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居の必要はありませんが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q7 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

代理の方による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q8 郵便やEメールで宣誓を受け付けていますか？

郵送やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。

Q9 受領証に有効期限はありますか？

有効期限はありません。ただし、宣誓の要件に該当しなくなった場合は、受領証を返還してください。

Q10 宣誓を行うと戸籍や住民票の記載は変わりますか？

この制度は法的な効力がないため、戸籍や住民票の記載は変わりません。

「今治市パートナーシップ宣誓制度の手引き」
令和5年(2023年)4月版

今治市パートナーシップ宣誓制度に関する
お問い合わせ、ご相談は
今治市市民参画課共生社会推進室
TEL 0898-36-1521
MAIL siminsankaku@imabar-city.jp

